

〔事案 29-288〕 新契約無効請求

・平成 30 年 9 月 14 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不十分による契約内容の誤解等を理由に、告知義務違反により解除された契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

契約から 2 年以内にがんにより入院し手術を受けたので、平成 28 年 1 月に代理店を通じ契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金も支払われなかった。しかし、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。これが認められない場合には、契約の解除を取り消し、給付金を支払ってほしい。

- (1) 募集人にがんの罹患歴を伝え、がん再発時にも給付金が支払われる契約を希望していたので、そのような契約内容であると考えていた。
- (2) 定期検査はがん完治後の自主的なものであり、募集人からは告知義務が記載されている商品パンフレット（契約概要）・注意喚起情報・重要事項説明書は交付されず、告知の重要性の説明もなかったため、通院・検査歴の不告知について自分に重大な過失はない。
- (3) 募集人にがんの手術日、手術後は毎年定期的に自主的な内視鏡検査を受けていること、手術前から薬を処方されていたこと等を伝えたところ、がん手術から 5 年以上経っているため告知書には書かない方がよいと言われた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、意向確認書の確認・了承欄に自署しており、契約内容等が自らの意向に合致していることを理解し契約しているため、申立人には契約内容の誤解はなかった。
- (2) 医師の証明書によれば、申立人は医師から早期がんについて毎年診察・検査を受けることを勧められていたため、定期的な内視鏡検査等を受けていた。
- (3) 募集人は、商品パンフレット（契約概要）・注意喚起情報・重要事項等を使用して契約内容を説明しているうえ、申立人自身が記入した告知書にも告知の重要性が明示されている。
- (4) 募集人が申立人から聞いた内容は、胃がん手術を以前受けたが完治後約 6 年経過しており、完治後は受診も服薬もしていないとのことである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知の際に募集人の不適切な対応がなかったかなど、契約時の状況を確認するため、申立人等に対して事情聴取を行った。なお、募集人は代理店を既に退職しており、連絡が取れず、事情聴取を実施することはできなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が契約内容を誤解していたとしても申立人には重大な過失があったものと認められ、また申立人の告知義務違反が認められる一方、募集人が告知妨害等を行ったとは認められないが、以下等の理由および紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決

を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人は、申立人からがんの罹患歴を聞いていたことを認めているが、この前提では、申立人が自主的に受けていた定期検査を募集人に隠す動機は薄いと考えられ、募集人が陳述するような、申立人が積極的に「完治後病院に行っておらず薬も飲んでいない」と言ったとする点は不自然である。したがって、当審査会では、募集人は申立人から他の告知義務違反の事実についても、一定の情報を聞いていたと判断する。